

経済産業省 委託事業

# 国際税務の基礎知識と 諸外国の最新動向についての 情報提供セミナー

第22回 実際に起きた国際課税問題セミナー

2026年1月

# 全体図

## アンケート調査

海外展開する日本企業を対象に、進出先国で事業を展開する上で直面している国際課税問題および租税条約の改正・締結ニーズを中心にウェブアンケート調査を実施した。

本調査は、2025年10～11月に約3,019社に対して実施され、うち729社より回答を得た。

### <国際課税問題：第1章で解説>

- **課税事案**：国際的な二重課税の原因となるような課税措置を受けた事案
- **問題事例**：二重課税の原因となるような事案以外の諸外国・地域の税制等の問題事例（独自の課税制度、施行面の問題等）

### <租税条約：第2章で解説>

- 租税条約の**改正要望**
- 租税条約の**新規締結要望**

## ヒアリング調査

ウェブアンケートの回答のうち、海外に進出する際に直面している事例について回答があった企業の一部に対し、個別にヒアリング調査を実施した。

本調査は、2025年12月に9社（12事例）に対して実施し、回答を得た。

### <ヒアリング事例：第3章で解説>

- **各国税制**：
  - 台湾（免税申請）
  - ベトナム（キャピタルゲイン）
  - タイ（PE課税）
  - マレーシア（租税条約）
- **移転価格税制**：
  - 中国（移転価格算定方法）
  - マレーシア（移転価格算定方法）
  - インドネシア（移転価格算定方法）
  - インドネシア（ロイヤルティの範囲）
  - ベトナム（移転価格算定方法）
  - インド（利益率およびセグメント損益）
  - 韓国（ロイヤルティの範囲）
  - ドイツ（利益水準に着目した増額）

# 第1章アンケート調査結果：国際課税問題

## 【目次】

1. 国際課税問題に係るアンケート調査結果の総括	4
2. 課税事案の発生状況	5
3. 課税事案への対応状況	15
4. 税制・執行面等の問題事例	18

## 1. 国際課税問題に係るアンケート調査結果の総括

### ＜国際課税問題として以下の3つの論点についてアンケートを実施＞

- **課税事案**：国際的な二重課税の原因となるような課税措置を受けた事案（**発生状況と対応状況を確認**）
- **問題事例**：二重課税の原因となるような事案以外の諸外国・地域の税制等の問題事例（**独自の課税制度、施行面の問題等**）

項目	国・地域（事案数ベース）	内容
2019年以降に国際的な二重課税の原因となるような課税措置を受けた国・地域	【インド】、【インドネシア】、【中国】、【タイ】、【ベトナム】、【韓国】、の順となっている（詳細はP6で記載している）。	● 半数超が「移転価格税制」に関するものであり、「恒久的施設（PE）」、「ロイヤルティ」が続く。
二重課税の原因となるような課税措置以外の税制や執行面等での問題事例が生じている国・地域	【インド】、【ベトナム】、【中国】、【インドネシア】、【タイ】の順となっている（詳細はP19で記載している）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「税制の複雑さ」、「地域または税務担当官による執行の差」、「独自の課税制度」、「税務調査」、「税還付手続き」の順となっている。</li> <li>● 「移転価格税制」への対応は、海外に展開するほとんどの多国籍企業において、重要視されている。移転価格の場合、取引相手となる日本側での対応も不可欠になるため、関係する各国の税務当局それぞれの見解の隔たりについてバランスを取るのに苦労している面がうかがえる。</li> </ul>

（総括）日本企業が海外進出先国で直面する課税リスクは、アンケート調査結果から判断する限り、アジア地域において特に大きくなっている状況がうかがえる。そのうち、**移転価格課税リスク**が最も大きな懸案事項として挙げられるが、それ以外にも**「税制の複雑さ」、「地域または税務担当官による執行の差」**などの執行面での不透明さも特徴として挙げられる。

## 2.課税事案の発生状況

2-1.課税事案の発生状況～国・地域～

2-2.課税事案の発生状況～課税措置内容～

2-3.課税事案の発生状況～国・地域別の措置内容～

2-4.課税事案の発生状況～上位3カ国の事案内訳（移転価格税制）～

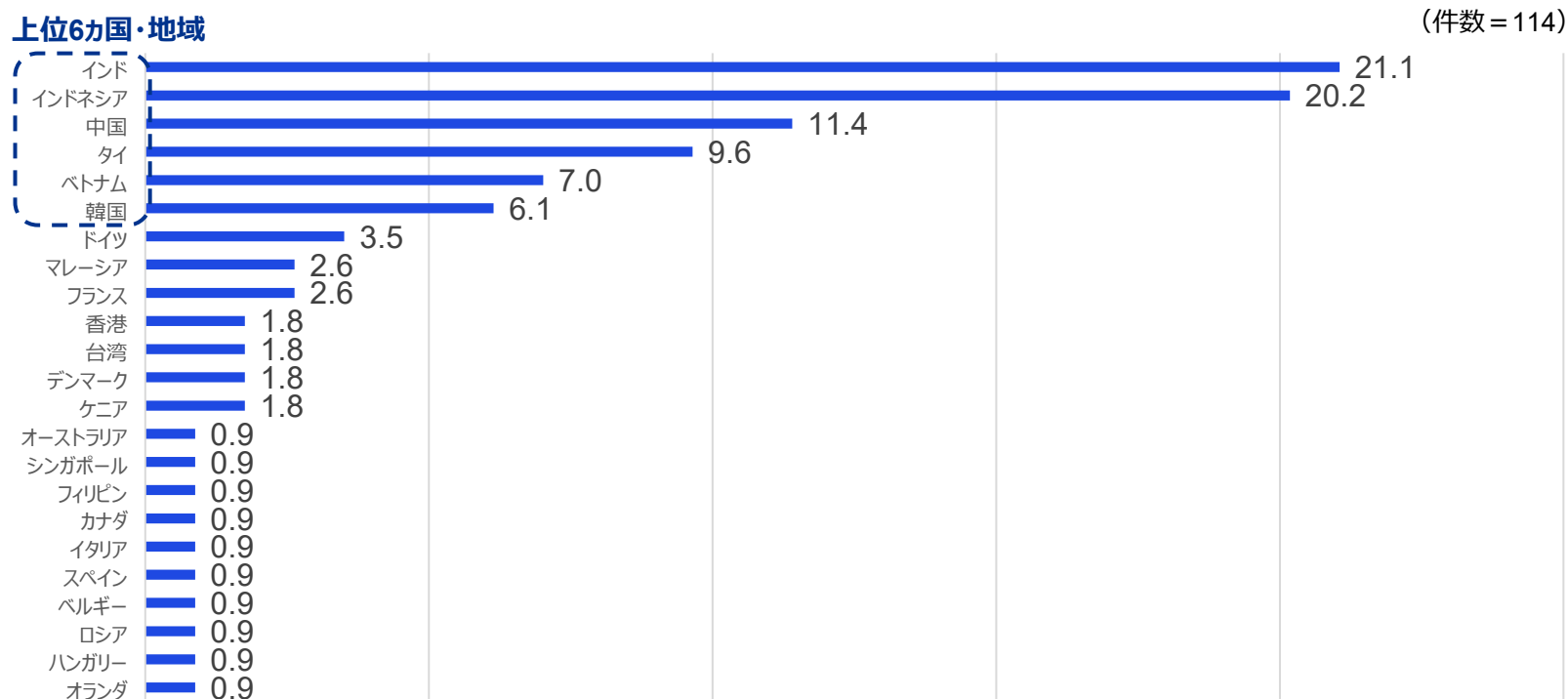
2-5.課税事案の発生状況～上位3カ国の事案内訳（ロイヤルティ）～

2-6.課税事案の発生状況～上位3カ国の事案内訳（PE認定）～

2-7.課税事案の発生状況～具体的事例～

## 2-1. 課税事案の発生状況 ～国・地域～

課税事案の発生があるとアンケートに回答し、その内容についても回答があった件数は、114件であった。課税事案が発生した国・地域は、【インド】（21.1%）が最も多く、【インドネシア】（20.2%）、【中国】（11.4%）、【タイ】（9.6%）、【ベトナム】（7.0%）【韓国】（6.1%）の順で続いている。



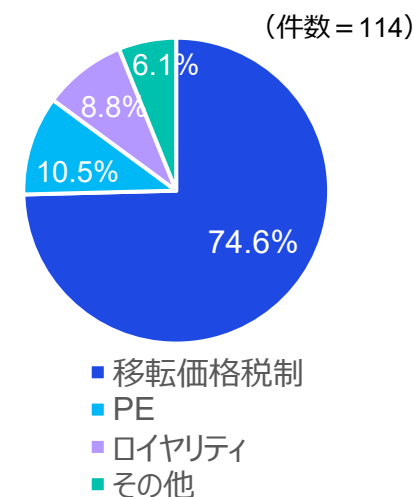
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-2. 課税事案の発生状況 ～課税措置内容～

課税事案の措置内容は、「移転価格税制」（74.6%）に関するものが最も多く、「PE」（10.5%）、「ロイヤルティ」（8.8%）、「その他」（6.1%）の順となっている。

カテゴリー		回答数		回答率 (%)	
移転価格 税制	利益水準に着目した増額	85	55	74.6	48.2
	事実関係に係る見解相違による増額		4		3.5
	移転価格算定方法に係る見解相違による増額		21		18.4
	本社費やサービスフィーの損金性否認による増額		2		1.8
	その他		3		2.6
PE	出張者・出向者のPE認定	12	7	10.5	6.1
	子会社・第三者のPE認定		2		1.8
	その他		3		2.6
ロイヤルティ	ロイヤルティ料率の上限規制による増額	10	3	8.8	2.6
	ロイヤルティの送金規制による増額		0		0
	ロイヤルティの定義・範囲の相違		6		5.3
	その他		1		0.9
その他		7	-	6.1	
計		114		100	

課税事案の措置内容



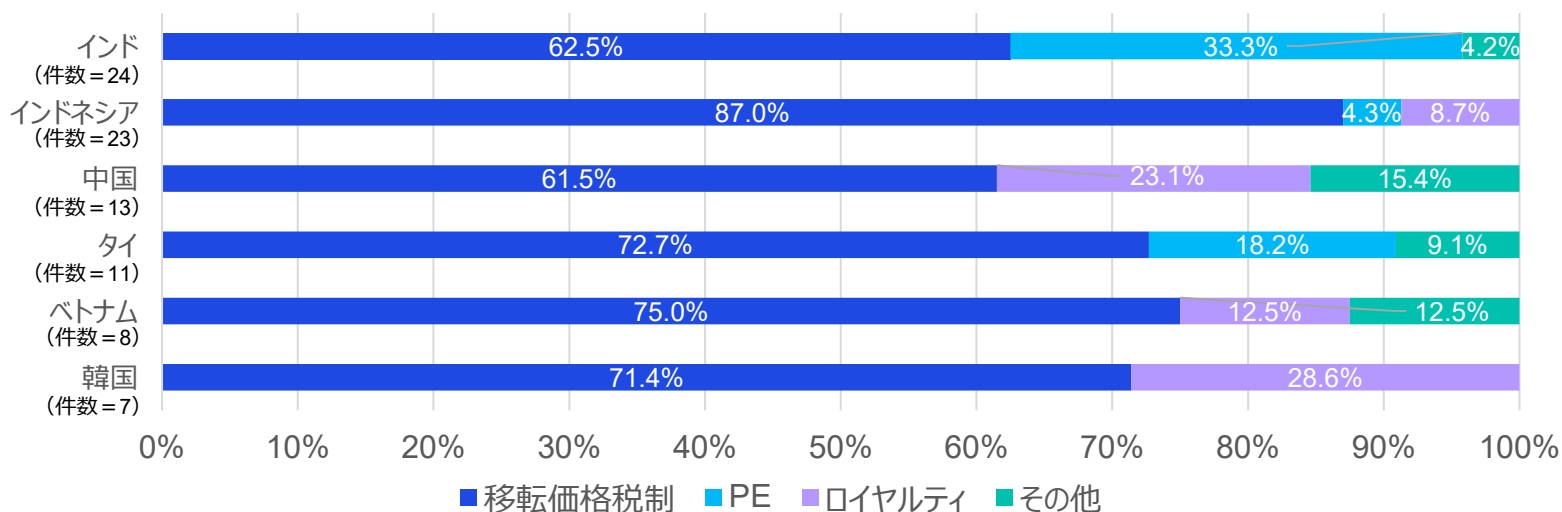
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-3. 課税事案の発生状況 ～国・地域別の措置内容～

以下のグラフは課税事案として回答が寄せられた事例のうち上位6か国の措置内容を表示している。いずれの国・地域においても「移転価格税制」に関する課税事案が最も多い。次いで【インド】では「PE」（33.3%）、「その他」（4.2%）の順で続いており、【インドネシア】では、「ロイヤルティ」（8.7%）、「PE」（4.3%）の順となっている。

【国・地域別の課税事案の措置内容】

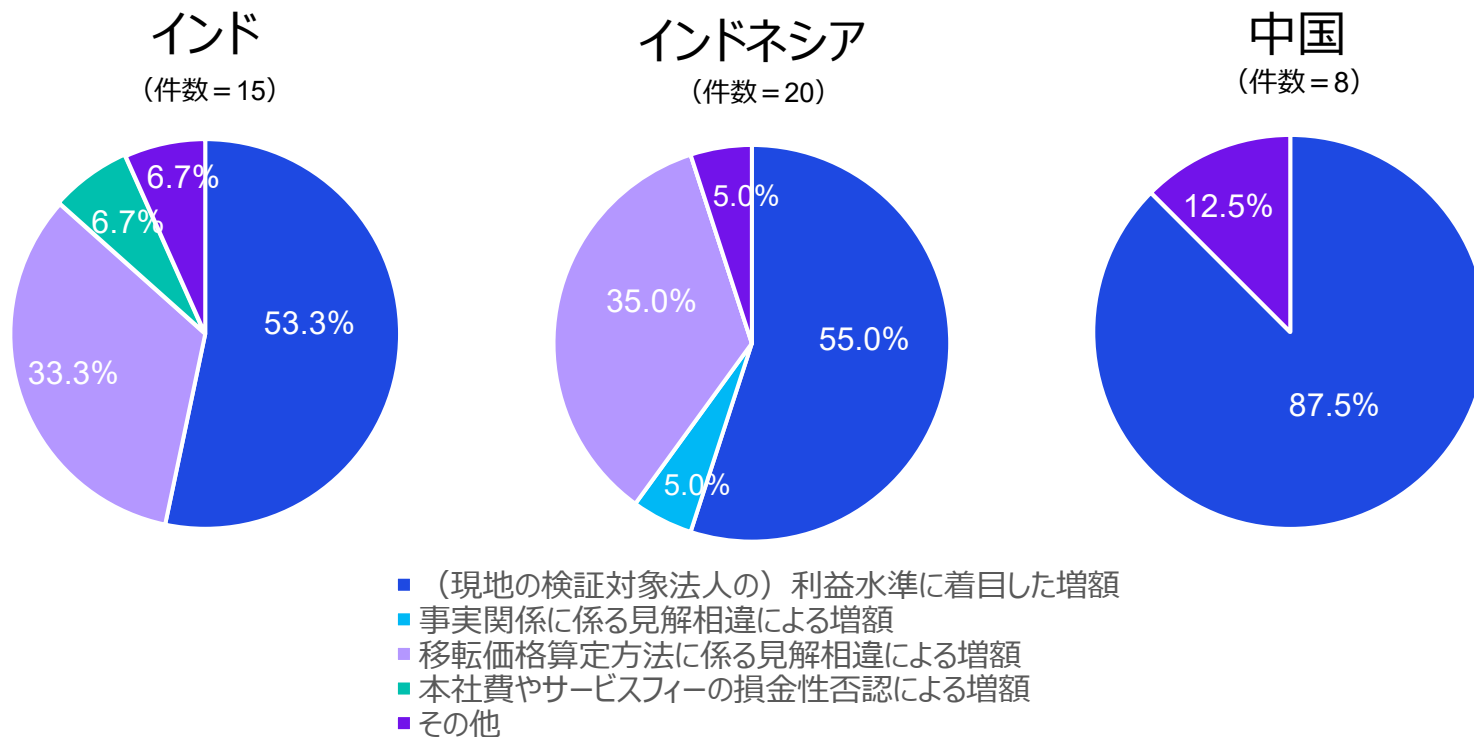
(件数 = 86)



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-4. 課税事案の発生状況 ～上位3カ国の事案内訳（移転価格税制）～

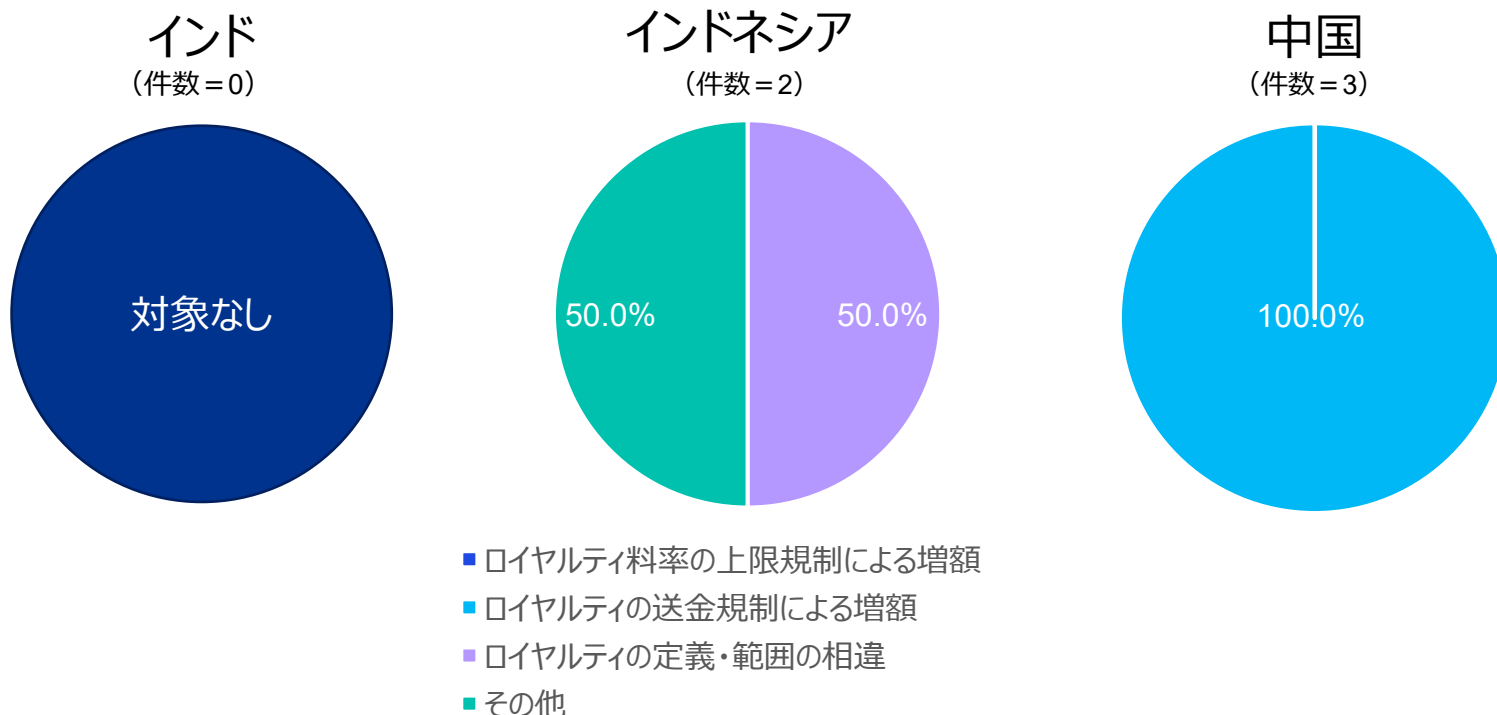
「移転価格税制」に関する課税事案のうち、いずれの国においても、「（現地の検証対象法人の）利益水準に着目した増額」が最も多かった。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-5.課税事案の発生状況 ～上位3カ国の事案内訳（ロイヤルティ）～

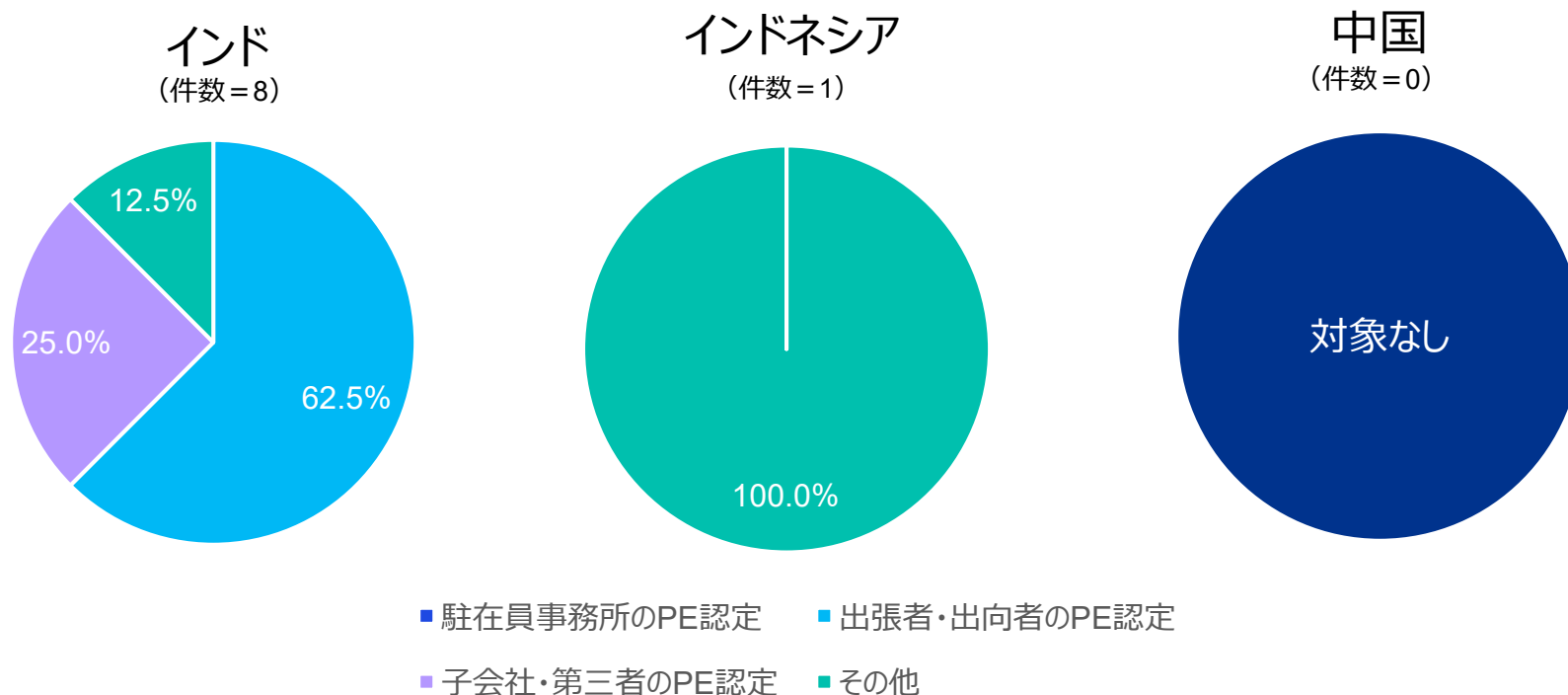
「ロイヤルティ」に関する課税事案のうち、【インドネシア】では、「ロイヤルティの定義・範囲の相違」（50.0%）が多かったのに対し、【中国】では、「ロイヤルティの送金規制による増額」のみ課税事案として情報提供があった。なお、インドは、アンケート調査の結果では「ロイヤルティ」に関する課税事案なしとされている。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-6. 課税事案の発生状況 ～上位3カ国の事案内訳（PE認定）～

「PE」に関する課税事案のうち、【インド】では、「出張者・出向者のPE認定」（62.5%）が最も多く、次に「子会社・第三者のPE認定」が多かった。【インドネシア】では、「その他」の1件、中国は「PE認定」に関する課税事案なしとされている。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-7.課税事案の発生状況 ～具体的事例～ (1/3)

### インド

#### 【移転価格税制】

- ・実際の利益率よりも高い利益率を当局から提示され、反論をしたが認められなかった。
- ・選定した比較対象企業が妥当ではないとの指摘を受け、反論をしたが認められなかった。当該年度について役務提供費用の損金性も否認された。

#### 【PE】

- ・現地子会社へ出向者給与の負担割合に基づき、日本親会社のPEに該当するとされ、反論したが認められなかった。
- ・現地子会社への出張者の業務内容が租税条約の第5条のPEに当てはまるとして現地税務当局から、課税を受けたが、根拠の詳細な説明がなかった。
- ・日本からの出向者を通じ、PEを有しているものとして、日本からインド子会社への輸出売上に係るみなし利益に対して課税された。

### インドネシア

#### 【移転価格税制】

- ・実際の利益率よりも高い利益率を当局から提示され、反論をしたが認められなかった。確定申告で還付ポジションになった場合には、必ず税務調査があり、常に高い利益率を求められ、課税を受けている。
- ・利益率の算定方法について当局と見解の相違があり、反論をしたが認められなかった。

#### 【ロイヤルティ】

- ・日本親会社へのロイヤルティ支払いについて比較対象企業のロイヤルティ料率と比較して高い部分を否認された。

## 2-7. 課税事案の発生状況 ～具体的事例～ (2/3)

### 中国

#### 【移転価格税制】

- ・中国税務当局から中国子会社の実際の利益率よりも高い利益率を提示され、取引の実際の利益率が認められなかった。
- ・実際の利益率よりも高い利益率を当局から提示され、反論をした結果、一部は認められたが、すべては認められなかった。

#### 【ロイヤルティ】

- ・赤字会社の場合には、ロイヤルティの支払いは減額または支払うべきではないとの指摘を受けた。
- ・中国子会社との複数品目をまとめたロイヤルティ契約において、利益率が低いまたは赤字の一部品目についてロイヤルティを支払うべきではないと指摘を受けた。

### タイ

#### 【移転価格税制】

- ・実際の利益率よりも高い利益率を当局から提示され、反論をしたが認められなかった。
- ・同国における同業他社との利益水準と比較され当局から指摘され、反論をしたが認められなかった。
- ・調査対象期間は、累計で赤字であったが、同業他社の利益水準を示され、赤字額との差分を課税された。

#### 【PE】

- ・現地駐在員の日本の家族に支払った給与のタイ子会社への立替請求が、出向元会社から業務を請け負った報酬として認定され、過去分も含め源泉徴収を受けた。

## 2-7.課税事案の発生状況 ～具体的事例～ (3/3)

### ベトナム

#### 【移転価格税制】

- ・税務当局から、グループ間取引価格が市場価値に比べて過小であるとみなされ、課税を受けた。
- ・移転価格文書に記載された比較対象企業のなかに関連当事者間取引のある企業が含まれていたため、比較対象企業に関する資料を提示したが認められず、税務当局が改めて選定した企業の利益率を基に課税を受けた。

#### 【その他】

- ・ライセンス契約に係るロイヤルティの対価性がないとの指摘を受け、損金算入が否認された。
- ・株式の間接譲渡（キャピタルゲイン課税）について租税条約の規定に反して課税を受けた。

### 韓国

#### 【移転価格税制】

- ・対象期間における特殊な外部要因（日本製品の不買運動、新型コロナウイルス感染症（COVID-19））を考慮すべきと主張したが、一部のみ認められ、比較対象会社の選定には受け入れられなかった。
- ・取引価格が独立企業間価格に基づいていないことに起因して営業利益が過少になっているとして、当局が選定する比較対象取引を用いて算定した移転価格により所得が調整された。

## 3. 課税事案への対応状況

3-1. 課税事案への対応状況～対応内容～

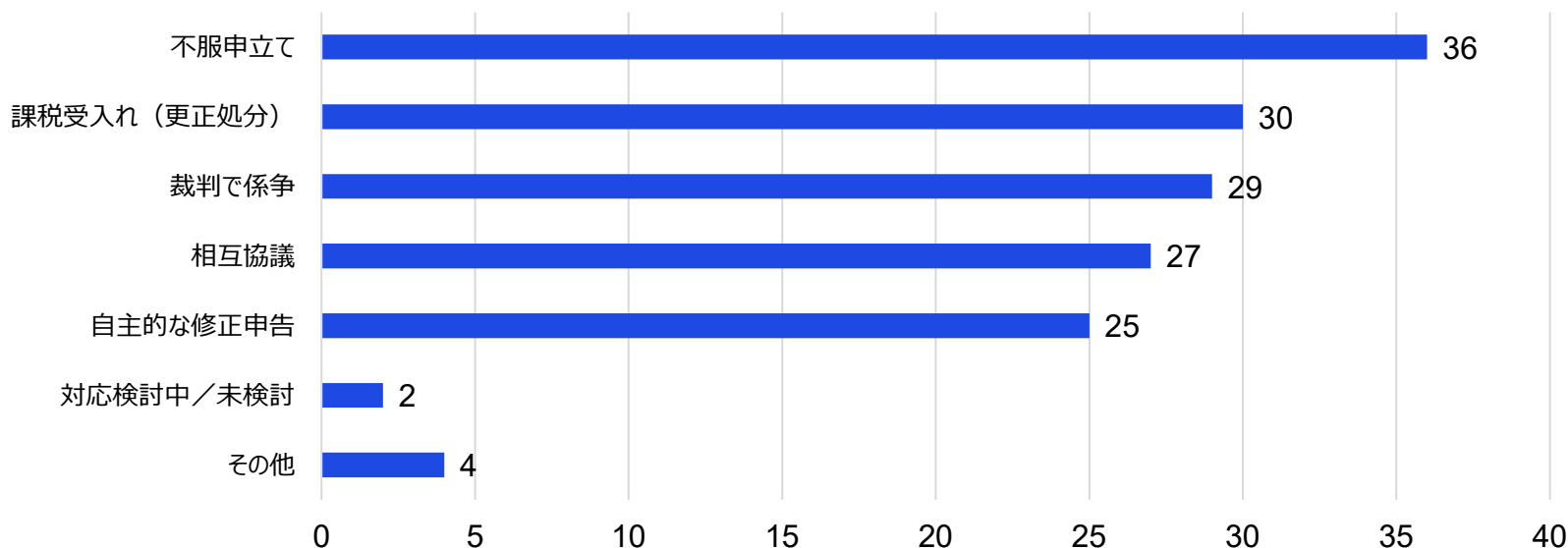
3-2. 課税事案への対応状況～国・地域別の対応内容～

### 3-1. 課税事案への対応状況 ～対応内容～

アンケートで回答が寄せられた事例のうち、課税事案への対応（複数回答）に関する内訳としては課税措置への対応（複数回答）は、「不服申立て」（36件）が最も多く、「課税受入れ（更正処分）」（30件）、「裁判で係争」（29件）の順となっている。

【課税事案への対応】（単位：件数）

（件数 = 114）



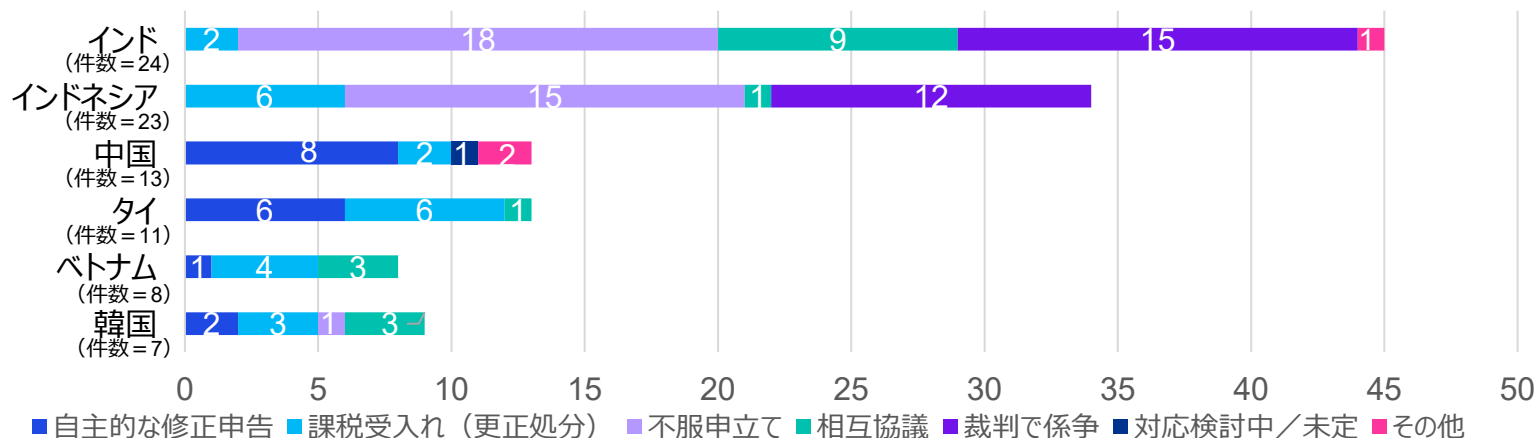
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 3-2. 課税事案への対応状況 ～国・地域別の対応内容～

- 【インド】では、「不服申立て」（18件）が最も多く、「裁判で係争」（15件）、「相互協議」（9件）の順となっている
- 【インドネシア】では、「不服申立て」（15件）が最も多く、「裁判で係争」（12件）「課税受入れ（更正処分）」（6件）の順となっている
- 【中国】では、「自主的な修正申告」（8件）が最も多く、「課税受入れ（更正処分）」（2件）の順となっている
- 【タイ】では、「自主的な修正申告」と「課税受入れ（更正処分）」が6件と最も多く、次に、「相互協議」（1件）の順となっている
- 【ベトナム】では、「課税受入れ（更正処分）」（4件）、「相互協議」（3件）の順となっている
- 【韓国】では、「課税受入れ（更正処分）」と「相互協議」が3件と最も多く、次に、「自主的な修正申告」（2件）、「不服申立て」（1件）の順となっている

【課税事案への対応状況】※複数回答（単位：件数）

（件数=86）



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 4.税制・執行面等の問題事例

4-1.税制・執行面等の問題事例～国・地域～

4-2.税制・執行面等の問題事例～問題事例の内容～

4-3.税制・執行面等の問題事例～国・地域別の問題事例の内容～

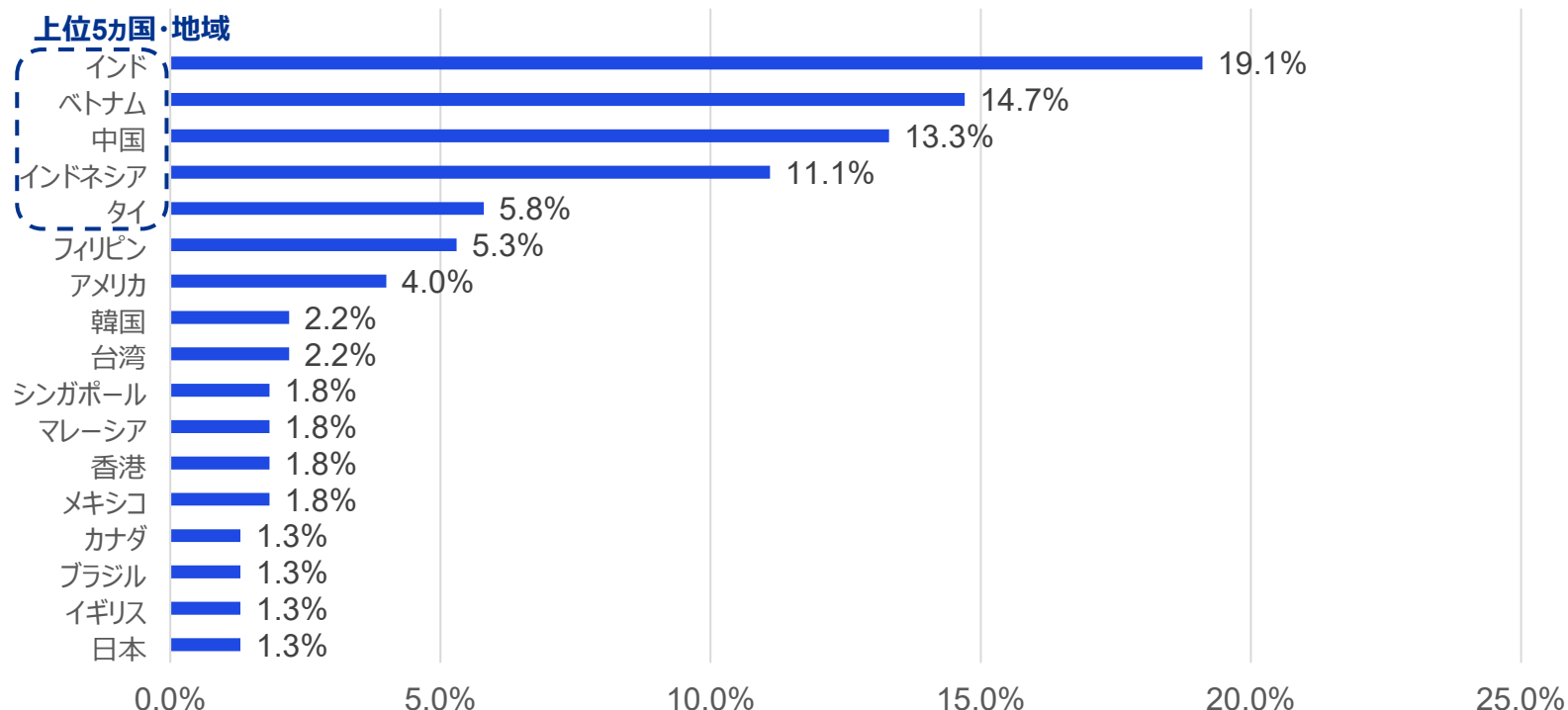
4-4.税制・執行面等の問題事例～問題事例の内容の国・地域別内訳～

## 4-1. 税制・執行面等の問題事例 ～国・地域～

課税措置以外の税制や執行面等の問題事例が多く生じている国・地域は、【インド】（19.1%）が最も多く、【ベトナム】（14.7%）、【中国】（13.3%）、【インドネシア】（11.1%）、【タイ】（5.8%）の順で続いている。

【税制・執行面等の問題事例が生じている国・地域】（※）

（件数 = 225）



※ 上記グラフでは、1%未満の国・地域は記載していない。

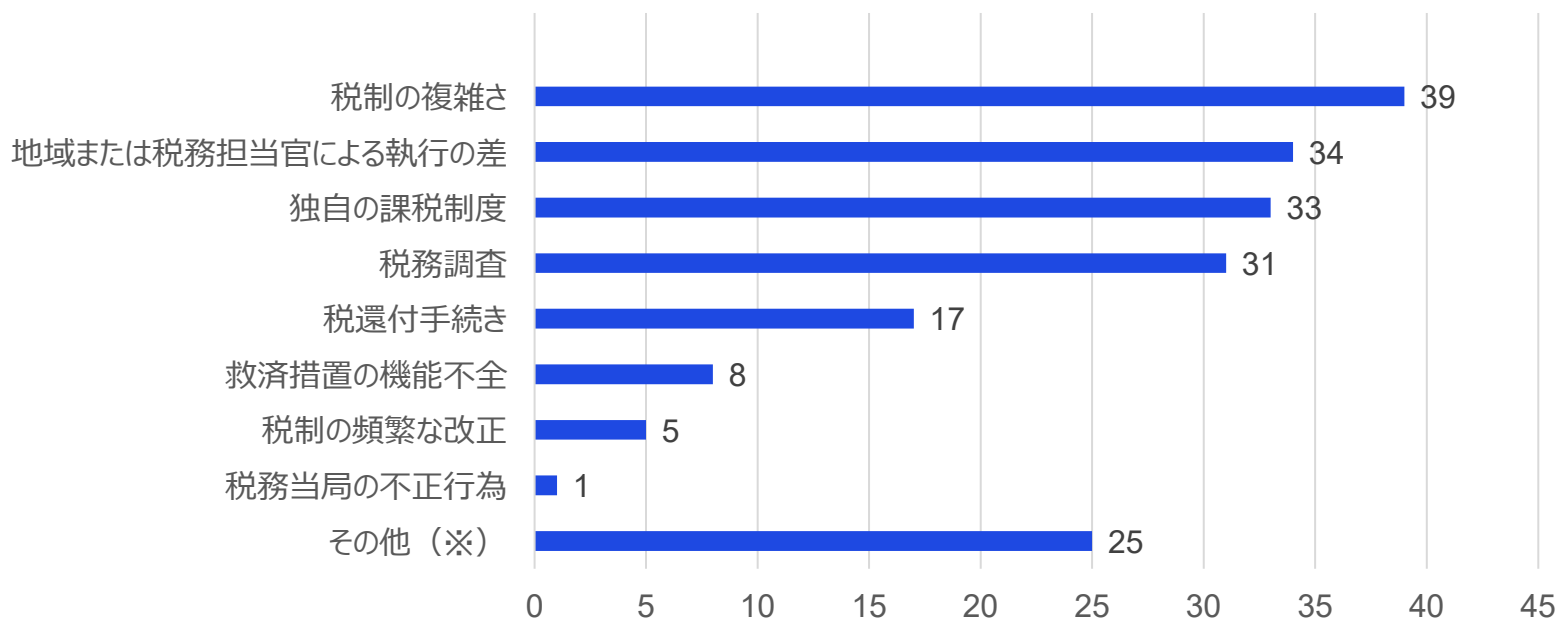
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 4-2. 税制・執行面等の問題事例 ～問題事例の内容～

課税措置以外の税制や執行面等の問題事例の内容は、「税制の複雑さ」が39件、「地域または税務担当官による執行の差」が34件生じており、次いで「独自の課税制度」が33件、「税務調査」が31件生じている。

【税制・執行面等の問題事例の内容】

(件数 = 225)

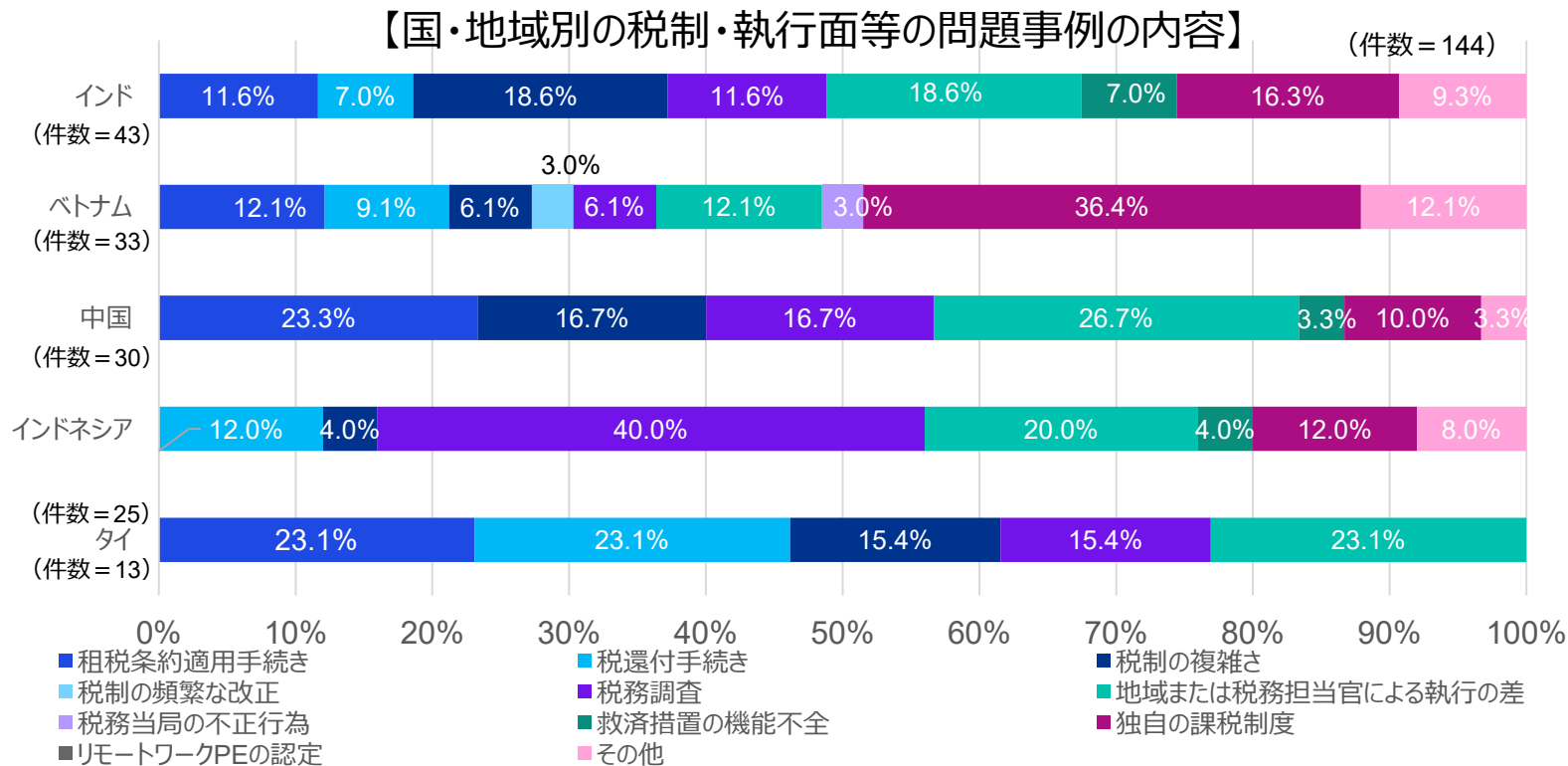


※ 移転価格税制、グローバル・ミニマム課税制度等

出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

### 4-3. 税制・執行面等の問題事例 ～国・地域別の問題事例の内容～

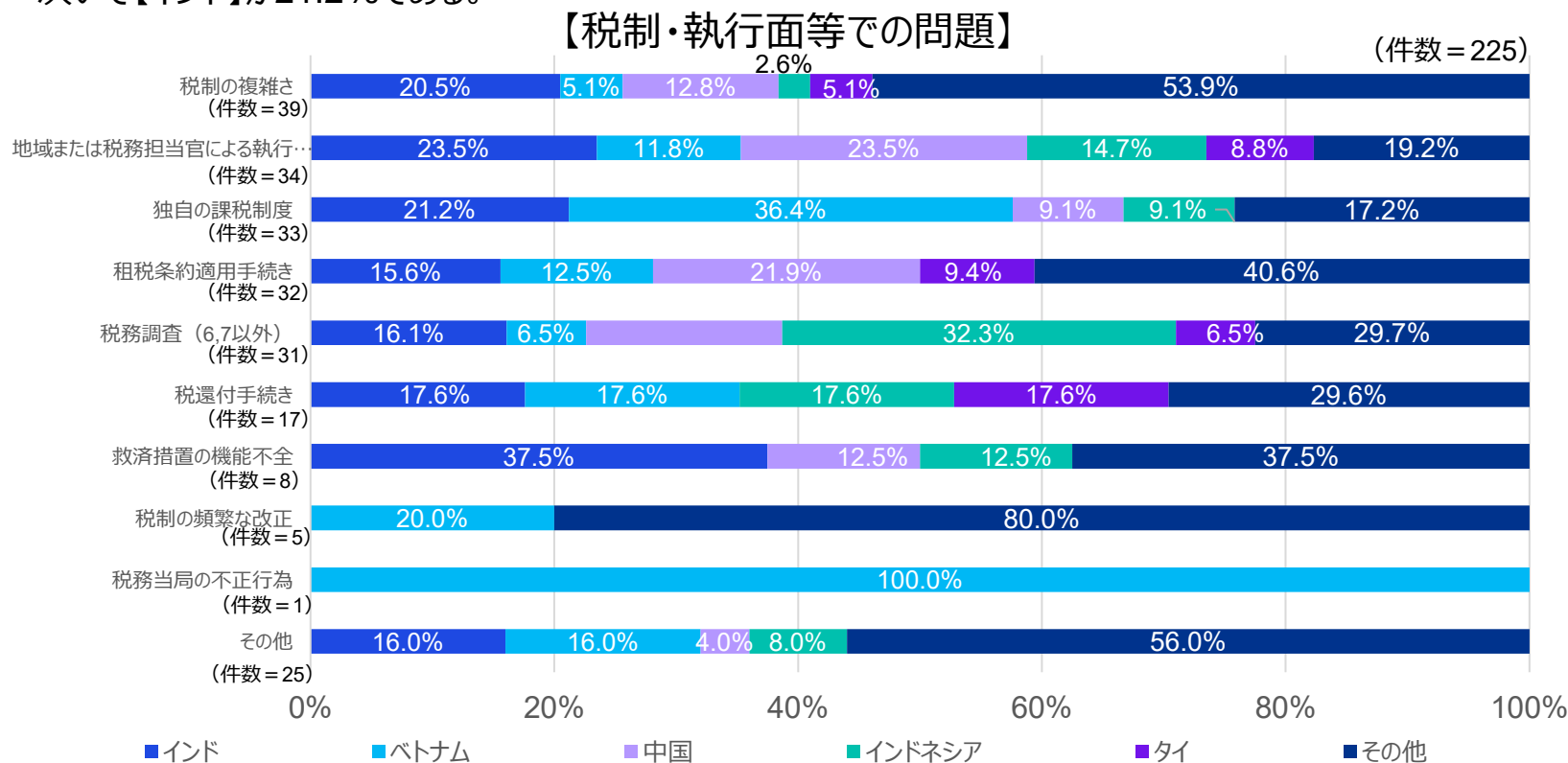
以下のグラフでは回答数の多かった5カ国の回答内容を表示している。国によって生じた事例は異なり、【インド】では「税制の複雑さ」「地域または税務担当官による執行の差」が18.6%で最も多く発生しており、【ベトナム】では「独自の課税制度」が36.4%で最も多く発生している。【中国】では「地域または税務担当官による執行の差」が26.7%で最も多く発生しており、【インドネシア】では「税務調査」が40.0%で最も多く、タイでは、「租税条約適用手続き」「税還付手続き」「地域または税務担当官による執行の差」が23.1%で最も多く発生している。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 4-4. 税制・執行面等の問題事例 ～問題事例の内容の国・地域別内訳～

「税制の複雑さ」は【インド】が20.5%で、次いで【中国】が12.8%。「地域または税務担当官による執行の差」は【インド】【中国】が23.5%で次いで【インドネシア】が14.7%、「独自の課税制度」は、【ベトナム】が36.4%で、次いで【インド】が21.2%である。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

# 第2章アンケート調査結果：租税条約

## 【目次】

1. 租税条約に係るアンケート調査結果の総括	24
2. 租税条約の改正要望	25
3. 租税条約の新規締結要望	31

## 1.租税条約に係るアンケート調査結果の総括

＜租税条約に関して以下の2つの論点についてアンケートを実施＞

- ・ 租税条約の**改正要望**
- ・ 租税条約の**新規締結要望**

項目	国・地域（要望企業数ベース）	内容（要望項目数ベース）
租税条約の改正が必要とされる国・地域	インド（33.0%）、中国（16.8%）、タイ（7.6%）の順となっている（詳細はP26で記載している）。	「所得」に関するものが最も多くなっており、次いで「恒久的施設（PE）」、「相互協議」の順となっている。
租税条約の新規締結が必要とされる国	ミャンマー（29.8%）、ベネズエラ／モザンビーク（10.5%）、タンザニア（7.0%）の順となっている（詳細はP32で記載している）。	

## 2.租税条約の改正要望

2-1.租税条約の改正要望～国・地域～

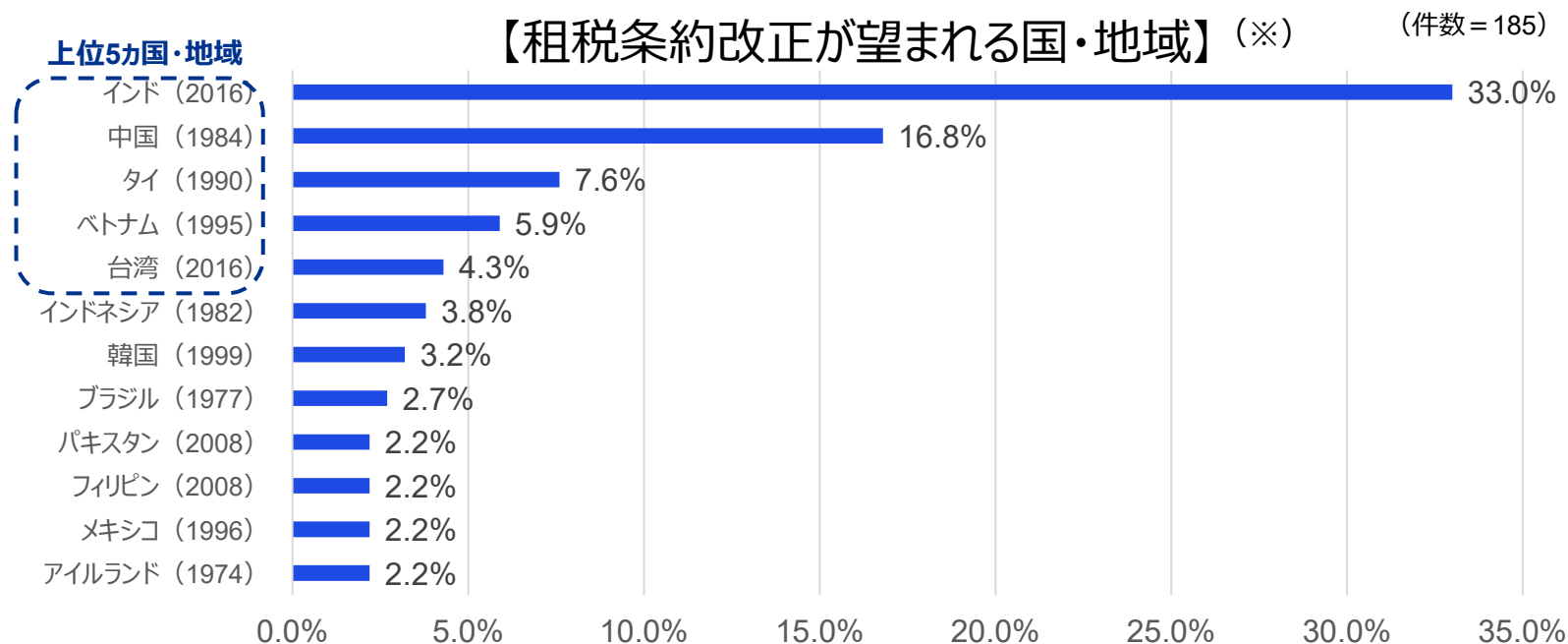
2-2.租税条約の改正要望～要望内容～

2-3.租税条約の改正要望～国・地域別の要望内容～

2-4.租税条約の改正要望～国・地域別（上位4カ国）の要望の主な具体例～

## 2-1.租税条約の改正要望 ～国・地域～

租税条約の改正が望まれる国・地域は、【インド】（33.0%）が最も多く、【中国】（16.8%）、【タイ】（7.6%）、【ベトナム】（5.9%）、【台湾】（4.3%）の順で続いている（以下のグラフでは上位12カ国・地域を抽出）。



※各国名の右横の数字は、当該国との間での租税条約の発効年（部分改正を含む）

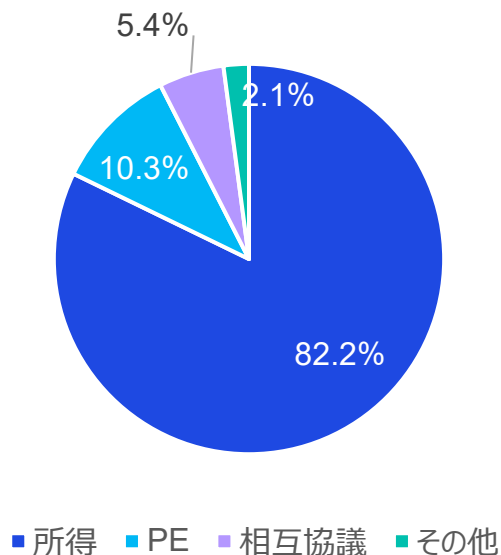
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-2. 租税条約の改正要望 ～要望内容～

租税条約の改正要望内容は、「所得」（82.2%）に関するものが最も多く、次いで、「PE」（10.3%）、「相互協議」（5.4%）の順となっている。

【租税条約の改正要望内容】

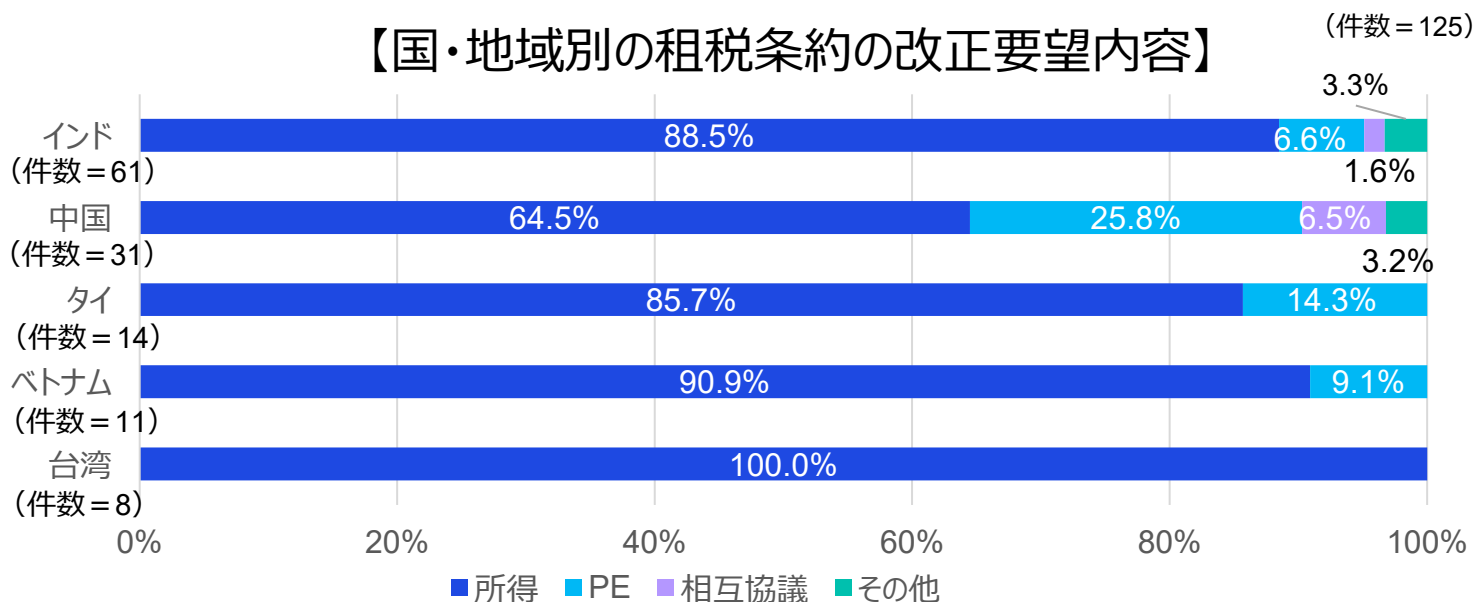
(件数 = 185)



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-3.租税条約の改正要望 ～国・地域別の要望内容～

租税条約の改正要望内容の内訳について、上位5カ国においてすべての国で「所得」に関するものが過半数を占めている。このほか、「PE」が【インド】（6.6%）、【中国】（25.8%）で続いている。



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-4.租税条約の改正要望～国・地域別（上位5カ国）の要望の主な具体例～（1/2）

国・地域	要望事項	備考（現状、要望理由等）
インド	「技術的役務の提供」の明確化	技術的役務の提供の範囲が明確化されることが望ましい。
	「技術的役務の提供」の削除	源泉税が課され、非居住者であっても法人所得税申告が必要となっている。 技術上の役務に対する料金は債務者主義となっているが、他国同様に使用地主義に変更されることが望ましい。
	所得その他	ソフトウェア作成に関する役務提供に対する送金に源泉課税がかかる点について変更されることが望ましい。
中国	コンサルティングPE規定の課税範囲の明確化または削除	出張費用の総額×みなし利益率×税率で課税されているが、条約の規定上、明確ではない。
	PEその他	条約内容を逸脱し現地法人に対する出向者をPE認定する問題が生じており、拡大解釈により不当な課税を受けるリスクがあるため、明確にしてほしい。
	不動産化体株式以外の株式譲渡益の源泉地国免税	譲渡対価の計算において、契約価格と異なり、中国当局の認める価格で計算することを求められる場合があり、実務が煩雑である。また、中国における組織再編の阻害要因となっているため、変更されることが望ましい。
	配当源泉税率の減免	一定以上の日本企業への配当に係る源泉税率を10%からさらに減免してほしい。5%まで軽減してほしい。例えば、中国は、シンガポールや韓国との間の条約において、軽減税率5%（出資要件25%以上）が適用されている。

出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 2-4.租税条約の改正要望～国・地域別（上位5カ国）の要望の主な具体例～（2/2）

国・地域	要望事項	備考（現状、要望理由等）
タイ	配当源泉税率の減免（親子間免税含む）	海外子会社からの配当に係る源泉税は日本の税額控除対象外であり、現地子会社から日本親会社への利益還流の阻害要因となっているため、免除してほしい。
	使用料源泉税率の減免	他国に比べ、源泉税率（15%）が高いため、10%以下となることが望ましい。
ベトナム	PEその他	PEがなければ事業所得は課税されないところ、現状、外国契約者税が課されているため、変更されることが望ましい。
	利子源泉税率の減免	利子に係る源泉税について減免してほしい。
台湾	配当源泉税率の減免（親子間免税含む）	配当に係る源泉税について現地子会社から日本親会社への利益還流の阻害要因となっているため、免除してほしい。
	事業所得の範囲の明確化	PEがなくとも事業所得課税されるケースが散見される。事業所得の範囲を明確にしてほしい。
	使用料源泉税率の減免	日台租税協定に沿った源泉税率の適用について、台湾側のハードルが高く、台湾国内法（20%）により源泉税されている。

出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 3.租税条約の新規締結要望

3-1.租税条約の新規締結要望～国・地域～

3-2.租税条約の新規締結要望～要望内容～

3-3.租税条約の新規締結要望～国・地域別（上位4カ国）の要望内容～

3-4.租税条約の新規締結要望～国・地域別（上位4カ国）の要望の主な具体例～

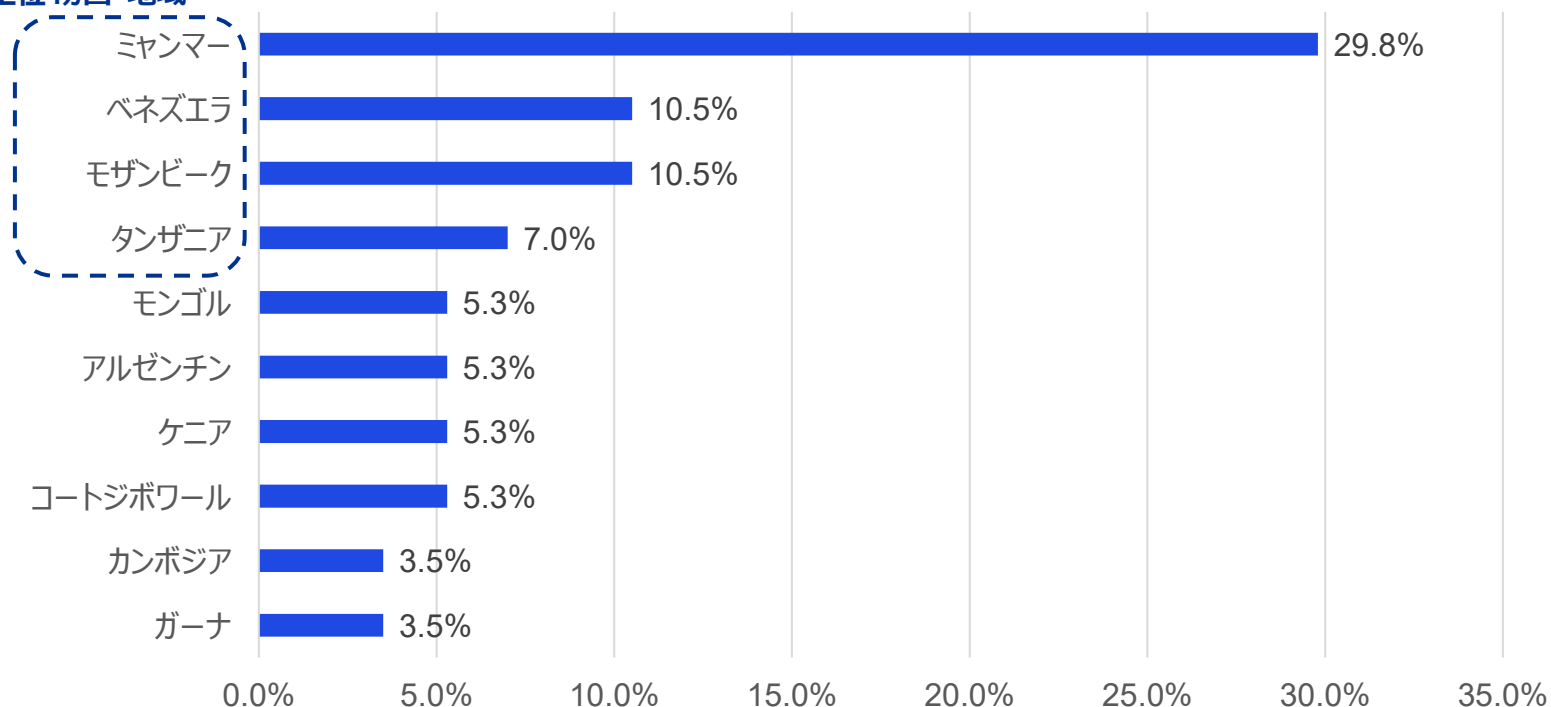
### 3-1.租税条約の新規締結要望 ～国・地域～

新たに租税条約の締結が望まれる国・地域は、【ミャンマー】（29.8%）が最も多く、【ベネズエラ】【モザンビーク】（10.5%）、【タンザニア】（7.0%）の順が続いている。

#### 【新たに租税条約の締結が望まれる国・地域】

（件数 = 57）

##### 上位4カ国・地域



※ 上記のほか、イラク、イラン、エチオピア、ナイジェリア、パナマ、パプアニューギニア、マダガスカル、ラオスで1件ずつ新規締結要望があった。

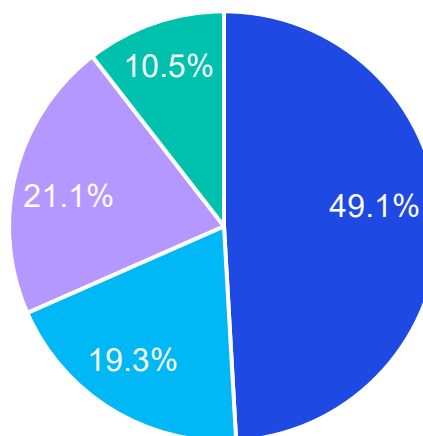
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

## 3-2. 租税条約の新規締結要望 ～要望内容～

租税条約の新規締結要望内容は、「所得」（49.1％）に関するものが最も多く、次いで、「相互協議」（21.1％）の順となっている。

### 【租税条約の新規締結要望内容】

（件数 = 57）



■ 所得 ■ PE ■ 相互協議 ■ その他

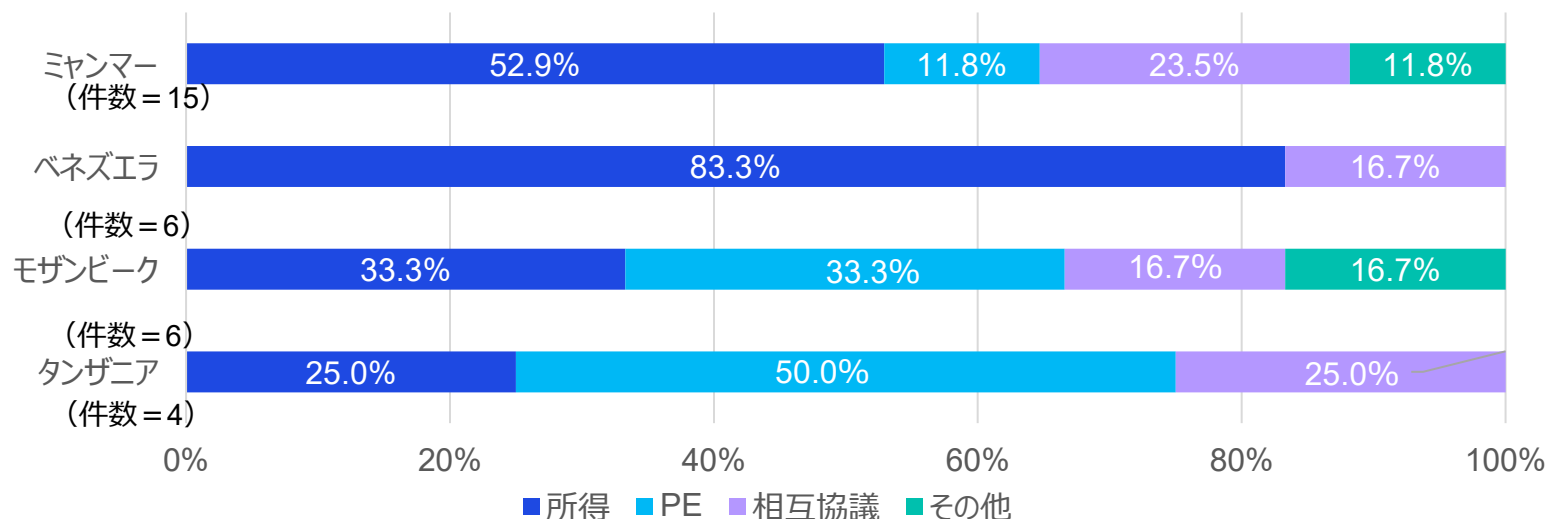
出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

### 3-3. 租税条約の新規締結要望 ～国・地域別（上位4カ国）の要望内容～

租税条約の新規締結要望内容を上位4カ国にみると、「所得」が【ベネズエラ】（83.3%）が最も多く占めており、「PE」は【タンザニア】（50.0%）、「相互協議」は【タンザニア】（25.0%）で最も多く占めている。

【国・地域別の租税条約の新規締結要望内容】

（件数 = 31）



出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

### 3-4. 租税条約の新規締結要望 ～国・地域別（上位4カ国）の要望の主な具体例～

国・地域	要望事項	備考（現状等）
ミャンマー	租税条約の締結	源泉税の負担が事業活動において問題視されるようになってきたため、租税条約締結により、課税の予見性が高まることを期待。
ベネズエラ	租税条約の締結	経済発展に合わせ、当社をはじめ多くの日本企業によるベネズエラでのビジネス拡大が見込まれるため、租税条約を締結してもらうことが望ましい。
モザンビーク	租税条約の締結	すでに事業開発に取り組んでおり、租税条約により予見可能性を担保したい。 PEがない非居住者によるサービス対価に対して20%の源泉税率が適用されており、二重課税による税負担が大きくなっている。 配当に係る源泉税は、国内法により20%の源泉税率が適用されている。
タンザニア	OECDモデル租税条約に準じたPE認定条件の明確化	建設工事案件において、現地支店に対し、同国当局との間でPE帰属所得および本支店間の移転価格税制についての係争があった。

出典：「国際課税問題及び租税条約に関するアンケート調査」を基にKPMG税理士法人作成

# 第3章 ヒアリング調査結果

## 【目次】

1.ヒアリング調査結果の総括	37
2.ヒアリング調査結果（各国税制）	38
3.ヒアリング調査結果（移転価格税制）	42
4.参考資料：税務ガバナンスに関するヒアリング調査	50

## 1.ヒアリング調査結果の総括

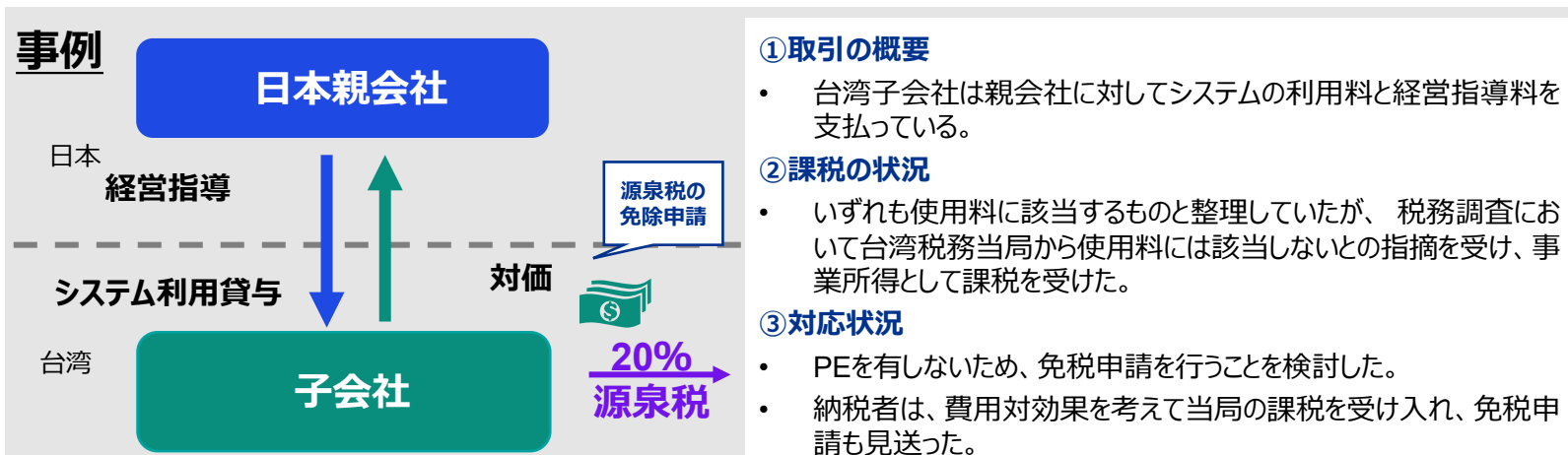
### ＜アンケート結果に基づき以下の国・課税論点についてヒアリングを実施＞

- **各国税制：**
  - 2-1 台湾（租税取決めの免税申請）
  - 2-2 ベトナム（キャピタルゲイン課税）
  - 2-3 タイ（PE課税）
  - 2-4 マレーシア（租税条約）
- **移転価格税制：**
  - 3-1 中国（利益水準に着目した増額）
  - 3-2 マレーシア（移転価格算定方法）
  - 3-3 インドネシア（移転価格算定方法）
  - 3-4 インドネシア（ロイヤルティの範囲）
  - 3-5 ベトナム（移転価格算定方法）
  - 3-6 インド（利益率およびセグメント損益）
  - 3-7 韓国（ロイヤルティの範囲）
  - 3-8 ドイツ（利益水準に着目した増額）

各国税制（移転価格税制除く）	移転価格税制
<p>【台湾】の租税取決めの実務上の適用の難しさ、【ベトナム】の租税条約の適用により課税権がないはずのキャピタルゲイン課税、【タイ】の現地税務当局によるTax rulingsに基づくPE課税、【マレーシア】租税条約の適用により課税権がないはずの源泉所得課税の論点が挙げられた。</p>	<p>アジア諸国を中心に利益水準に着目した指摘や、移転価格算定方法に関する指摘を受けたケースが散見された。特に【インドネシア】・【マレーシア】において、現地税務当局のアグレッシブな課税処分に関するコメントや、納税者の反論に対して明確な根拠がないまま課税処分に至るケースも見られた。一部の事例においては、法的根拠に基づいた納税者の主張が受け入れられるケースも見られた。</p>

【総括】日本企業が海外進出先国で直面する税務上の課題は、特にアジア諸国を中心に生じている。そのうち移転価格およびPE認定による課税リスクが非常に大きな懸案事項となっており、納税者の主張が現地当局から否認されるケースや、根拠が曖昧なまま行われる課税処分も多く見られた。その他、「租税条約等の適用手続き」といった執行面における不透明さに対する不満も見受けられる。

## 2-1.各国税制：台湾の課税事例（租税取決めの免税申請）



### 企業の留意点

- 日本への支払いについて、事業所得に該当する場合、台湾源泉所得（源泉徴収対象）として課税されることになるが、日台民間租税取決めにより事業所得免税を事前申請することが推奨される。
- 免税申請は、申請期間が長期にわたるため、事前の検討が必要である。

### 日台民間租税取決めによる免税申請

以下の条件を満たす場合には、日台民間租税取決め免税規定の申請が可能。  
一般的には、会計事務所等のエージェントを通して申請を行う。  
免税許可書の発行までの所要期間は免税申請から6ヵ月～1年程度となる。

#### <申請条件>

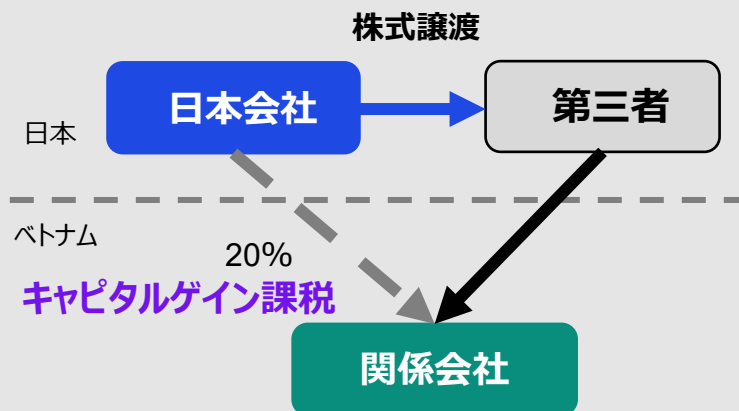
- 日本の居住者法人であり、条約上の受益者であること
- 台湾にPEを有しないこと

#### 申請資料

- 日本の居住者証明書
- 取引の概要説明等の資料
- 会計事務所等のエージェントを免税申請の代理人とする委任状
- 所得金額の根拠を示す計算書類 等

## 2-2.各国税制：ベトナムの課税事例（キャピタルゲイン課税）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本会社がベトナム関係会社株式を取引先である日系の第三者に譲渡した。
- キャピタルゲイン課税に際し、日本の税務署では日越租税条約第13条2項および3項に照らし、免税と判断された。
- ただし、ベトナム税務当局は、第三者を特殊関係者とし、持ち分が49%であるため、ベトナムに課税権があると主張し、課税を受けた。

#### ②課税の状況

- 改めて日本の税務署に相談したところ、租税条約によりベトナムに課税権はないため、裁判等の手続きを行うことを推奨された。

#### ③対応状況

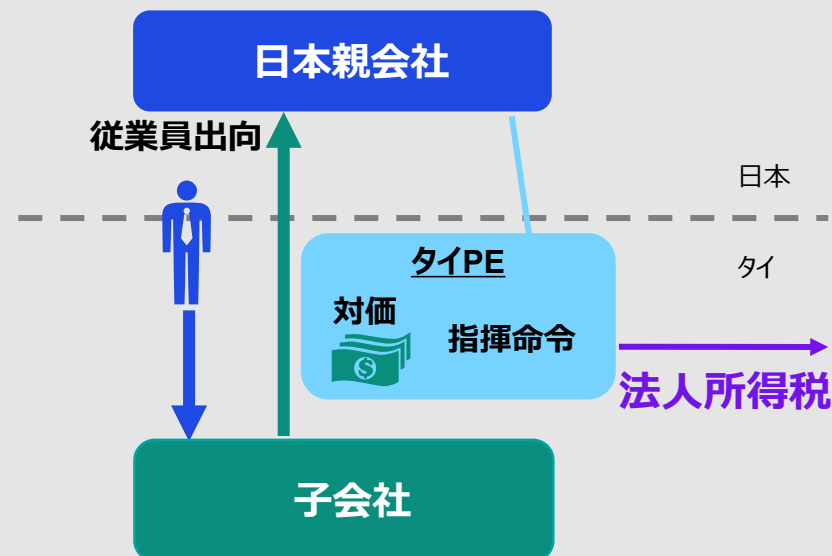
- 訴訟を行うことなく、日本側では、当該課税額を損金算入処理した。

### 企業の留意点

- ベトナムの法人税法上、株式譲渡についてベトナム子会社が申告納付義務を負うこととなっている。
- 租税条約の適用より、二重課税を排除できるはずであったが、本件に係る株式譲渡課税は、実務上、ベトナム税務当局が国際税務に係る知識が乏しいことに起因し、不合理な理由で課税を受けるようなケースもある。

## 2-3.各国税制：タイの課税事例（PE課税）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社がタイ子会社へ従業員を出向させており、出向負担金を受け取っていた。
- 日本親会社は自身の指揮命令下にある出向者を通じて業務委託を行っているものとし、タイ国内にPEを有するとみなされた。
- また、税務当局は、Tax rulings (number 0702/8590) において同様の支払事例があると主張した。

#### ②課税の状況

- 出向者は、タイ子会社のマネージメントに対して報告する体制となっており、日本親会社にコントロールされていないと主張した。

#### ③対応状況

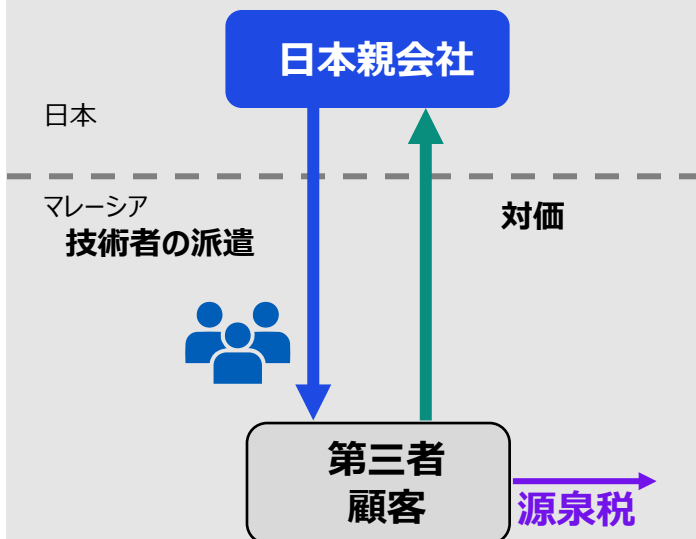
- 当局の課税を受け入れ、修正申告を実施済みである。

### 企業の留意点

- 出向者については、日本親会社の指揮命令下にあるものと判断された場合には、日本PEに該当するものと整理されてしまう。
- 出向契約等において子会社の指揮命令下にあることを明確にし、Tax rulingsに該当する事例がないかも確認し、契約段階で、PEなしの事実関係を文書化し整理しておくことが推奨される。

## 2-4.各国税制：マレーシアの課税事例（租税条約）

### 事例



#### ①取引の概要・課税内容

- マレーシア国内での現地作業について、日本から技術者を派遣し、4～5か月にわたり従事させた。
- 租税条約上源泉所得税が課せられないものであったが、マレーシア国内法に基づき徴収された。

#### ②課税の状況

- 現地会計事務所にも相談したが、慣行上税務当局が還付を認めることはほとんどないとのアドバイスをもらい、また、費用対効果の面からも税務当局への申入れは見送った。

#### ③対応状況

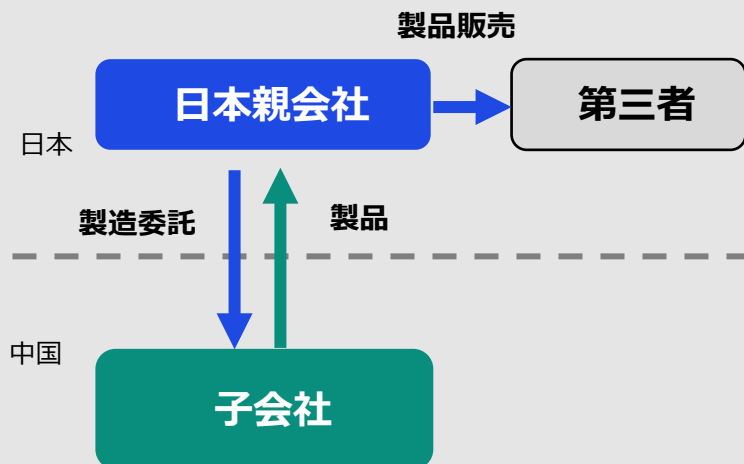
- 納税者は、当局の課税を受け入れた。

### 企業の留意点

- マレーシアでは租税条約により現地課税権がないにもかかわらず、課税される場合がある。
- 現地会計事務所に事前に相談するなどし、国別の当局の姿勢については情報収集をした上で取引形態を検討することが肝要である。

## 3-1. 移転価格税制：中国の課税事例（利益水準に着目した増額）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社は中国子会社に対して製品の製造委託を行い、中国子会社から製品を輸入している。
- 日本親会社は中国子会社から仕入れた製品を第三者顧客向けに販売している。

#### ②課税の状況

- 税務当局が考える比較対象企業の利益率に比べ、中国子会社の利益率水準が低い旨の指摘を受けた。

#### ③対応状況

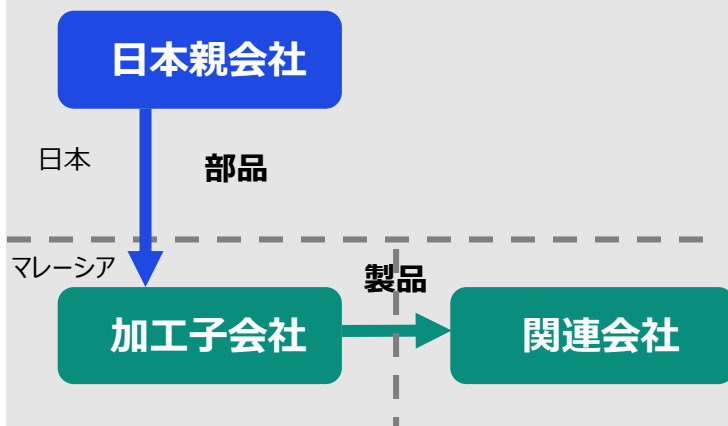
- 課税を受け入れ納税を行った。
- 契約上のマークアップ料率の見直しを行い、中国子会社の利益率水準の是正を行った。

### 企業の留意点

- 中国税務当局は、納税者側に移転価格文書の開示を求め、ビッグデータを用いた効率的な調査を考えている傾向にある。
- また、追跡調査も行っており、一定期間の間に利益率が低下した等の状況が見られた場合、調査可能期間（10年間）も踏まえて、課税する傾向にあるため、定期的な利益率の確認などの継続的な検討が重要である。

## 3-2. 移転価格税制：マレーシアの課税事例（移転価格算定方法）

### 事例



#### ①取引の概要

- マレーシア子会社は日本親会社より仕入れを行い、加工後関連会社に販売している。
- マレーシア子会社が加工後、関連会社に販売する取引に係る移転価格について、CUP法を適用していた。
- また、当時は移転価格ポリシーを明確に設けておらず、利益率が低い状態にあった。

#### ②課税の状況

- CUP法について、比較対象の取引に係る事実関係について非常に厳密な同種性・類似性が求められるが、その比較対象取引の選定がふさわしくないことについて指摘を受けた。

#### ③対応状況

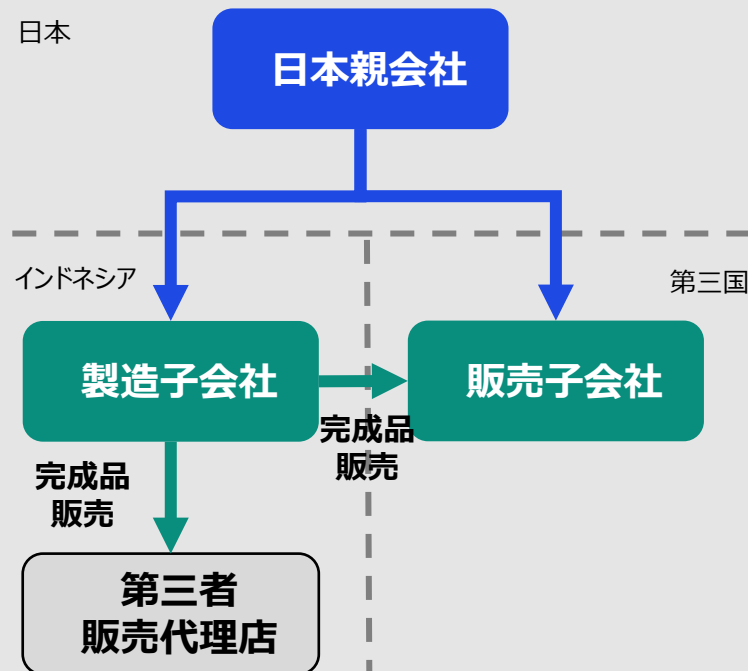
- 納税者は、当局の課税を受け入れ、修正申告にて対応した。
- 商流を見直し、取引単位営業利益法（TNMM）により適切な利益率となるよう対応している。

### 企業の留意点

- 分析の妥当性について当局目線にてしっかりと説明を事前に準備しておくことが肝要と考えられる。
- 事業環境の変化に伴い再度の移転価格の見直しが必要となる可能性もあることから、毎年文書化を通じて移転価格を適切に管理していくことも重要である。

### 3-3. 移転価格税制：インドネシアの課税事例（移転価格算定方法）

#### 事例



#### ①取引の概要

- インドネシア製造子会社は、完成品について、インドネシア国内第三者販売代理店及び第三国の販売子会社に販売している。
- インドネシア国内第三者販売代理店に比べ、第三国の販売子会社への販売価格が低くなっていた。

#### ②課税の状況

- 第三国の販売子会社向けの販売価格についてインドネシア当局より指摘があった。
- 移転価格のプライシングがインドネシア国内における販売価格と異なっている理由を説明したものの、納税者の反論は当局に受け入れられず、所得加算の更正を受けた。

#### ③対応状況

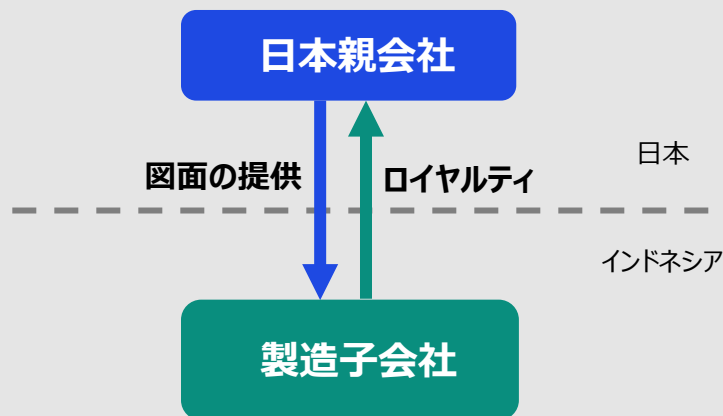
- 納税者は、更正により当局の課税を受け入れ、納税済みである。
- 商流の見直し等の検討を行っている。

#### 企業の留意点

- 事例では明確な課税の根拠は示されていないようであるが、移転価格のプライシングについて上記の様な差異がある場合、取引条件や地理的条件の違いなどの合理的な根拠をもとに主張し、当局の姿勢については情報収集をした上で対応を検討することが肝要である。

## 3-4. 移転価格税制：インドネシアの課税事例（ロイヤルティの範囲）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社はインドネシア製造子会社に対して図面の提供を行う。インドネシア製造子会社は部品を調達し、製造を行っている。
- 当該図面の提供に対してロイヤルティを支払っている。

#### ②課税の状況

- 日本親会社がロイヤルティの対象と考えていた図面の提供について、インドネシア税務当局の認識では、ロイヤルティの対象とはならないとして否認された。納税者はロイヤルティの実存性や経済価値などについて説明を行ったが、認められることなく、課税を受けた。

#### ③対応状況

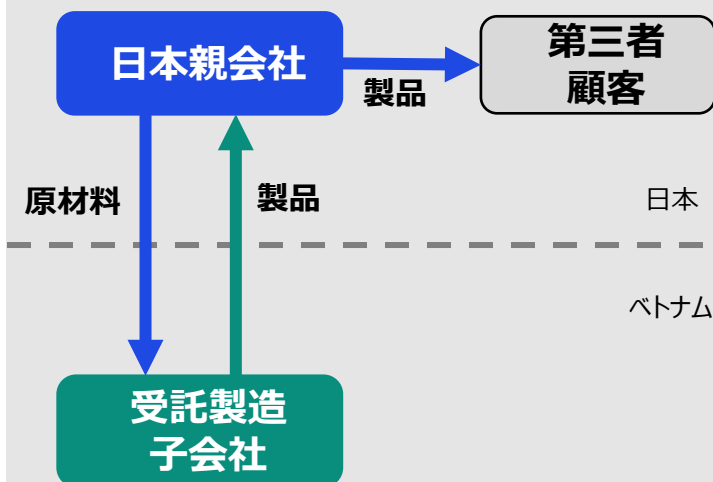
- 納税者は課税を受け入れ納税を行ったものの、不服申し立てを行った。
- 3年分が対象となっているが、一部は納税者の主張が認められ、残りの部分は裁判で係争中である。

### 企業の留意点

- ロイヤルティに関して、その実存性や経済価値などを整理・明確化することがポイントである。
- 一般に、インドネシアでは積極的な課税が行われるが、不服申し立て等の救済手続きにおいて解決するケースも存在する。課税を受けた場合には、当該救済手続きを活用し、改めて抗弁を行っていくことで課税問題の解決を図ることも一案である。

## 3-5.移転価格税制：ベトナムの課税事例（移転価格算定方法）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社はベトナムの受託製造子会社に対し、原材料を供給、ベトナム子会社が製品を製造したうえで、日本親会社に販売していた。

#### ②課税の状況

- ベトナムの受託製造子会社が赤字であったため、ベトナム税務当局より指摘を受けた。
- ベトナム税務当局に親会社の損益に係る分析を提供したところ、受託製造会社であるベトナム現地法人は機能リスクが日本親会社と比較して限定的であるように見えることから、ベトナム現地法人が検証対象者として分析されるべきであると指摘を受けた。

#### ③対応状況

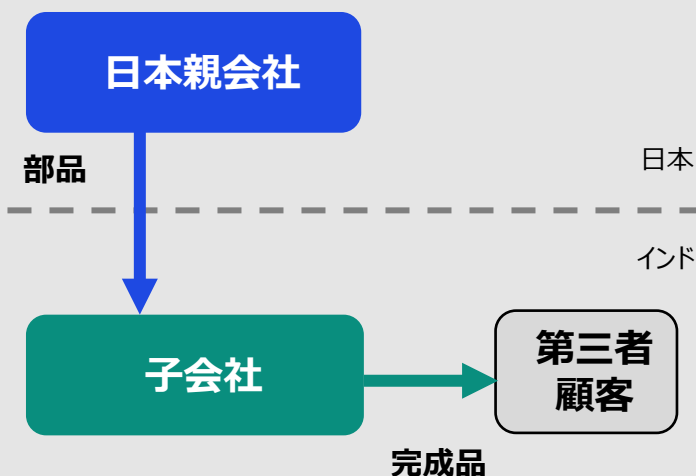
- 納税者は、当局の課税を受け入れ、修正申告にて対応した。
- 移転価格ポリシーの見直しを行い、TNMMに基づいた移転価格の運用を開始した。

### 企業の留意点

- グループ会社の受託製造を行っている場合、当該会社が赤字であることについて合理的な説明が求められることはよくある事例であるため、合理的な説明を行うための準備や、場合によっては移転価格ポリシーの見直しが必要である。
- ベトナム税務当局の姿勢については情報収集をした上で対応を検討することが肝要である。

## 3-6. 移転価格税制：インドの課税事例（利益率およびセグメント損益）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社は製造販売を行うインド子会社を有している。
- インド子会社はインドにおいて製造した完成品をインド国内の第三者に販売している。
- インド子会社は役務提供も行っていたが、上記の取引に比して、取引規模は小さかった。

#### ②課税の状況

- インド税務当局から、該当セグメントにおいて引当金の戻入りを営業損益に計上せず、営業外損益に計上するよう指摘があった。
- また、インド国内で行っている役務提供につき利益率が他のセグメントに比して低水準であったため、一定の水準まで引き上げるよう指摘があった。

#### ③対応状況

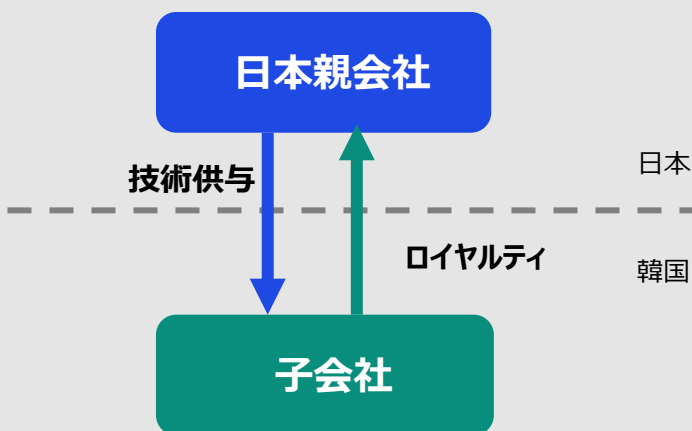
- 納税者は、不服申し立てを行ったが認められなかったため、課税裁判所への提訴を行った。
- また、並行して相互協議の申請を行っており、当局間で合意見込み。

### 企業の留意点

- 本事例は、インド税務当局から、移転価格に係るセグメント上の引当金の戻入れ処理について指摘を受けた事例である。また、インド税務当局はインド企業の得るべき利益率として、（他国と比較し）相対的に高い利益率水準を求めてくる傾向にある。当局の姿勢や指摘事例については情報収集をした上で対応を検討することが肝要である。

## 3-7.移転価格税制：韓国での課税事例（ロイヤルティの範囲）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社は韓国子会社に対して従前から技術供与を行っており、その対価としてロイヤルティを収受していた。
- 税務調査の対象期間において、新規ロイヤルティ支払い取引が発生した。

#### ②課税の状況

- 韓国税務当局は、新規取引についてさまざまなアプローチで移転価格税制の観点から否認する論点を探していた。
- 新規取引のうちロイヤルティベースとなる範囲について、契約上の定義が抽象的と解釈される点があり、当局が狭い範囲を主張した。
- また、既存ロイヤルティの内容が、新規ロイヤルティと重複していると主張し、既存ロイヤルティを否認。

#### ③対応状況

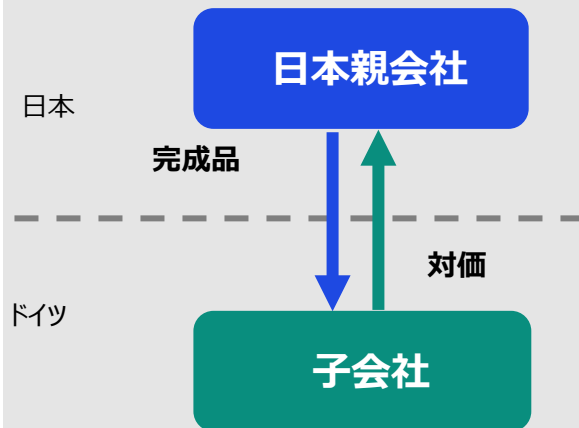
- 納税者は、契約書上具体的にロイヤルティについて規定していなかったことおよび金額も少額であったことから、課税を受け入れ納税を行った。
- 契約書の見直し等については、現在検討中である。

### 企業の留意点

- 韓国に限らず、新規取引については、税務当局も積極的に指摘する論点を探す傾向にあるため、取引開始前にさまざまな観点（例えば、ほかの取引との比較や、契約上の文言など）から事前の検討が重要である。

## 3-8.移転価格税制：ドイツの課税事例（利益水準に着目した増額）

### 事例



#### ①取引の概要

- 日本親会社はドイツ販売子会社に対して自社で製造した製品の販売を行い、ドイツ販売子会社はその対価を日本親会社に対して支払っている。
- ドイツ販売子会社は日本親会社から仕入れた製品を第三者顧客向けに販売している。

#### ②課税の状況

- 移転価格ポリシー自体は社内存在していたものの、実務上移転価格ポリシーに基づいた価格設定ができておらず、ドイツ販売子会社の利益率水準が低い旨をドイツ税務当局に指摘された。

#### ③対応状況

- 課税を受け入れ納税を行った。

### 企業の留意点

- 移転価格ポリシーは存在するものの、適切な価格設定での運用がなされていないケースで課税となってしまう事例もあるため、グループ全体に移転価格ポリシーを浸透させ、適切な運用を行うことが望ましい。

## 4-1.参考資料：税務ガバナンスに関するヒアリング調査 (企業A：ポリシー等の策定なし)

- ◆ 経営陣には、担当者からの適切な情報提供等が行われ、適時な関与・判断が行われている。
- ◆ 税務規範の整理、情報公開は行われていないが、将来を見据えた情報開示の必要性を認識していた。
- ◆ 海外子会社とは出向者または現地担当者を通じて、何か事案が発生した場合に、情報連携してもらっているが、税務担当の人員不足を課題として考えており、特に、東南アジアにおける税務調査対応に苦慮しており、体制の見直しが必要であると考えている。

	税務ガバナンス体制の概要	税務ガバナンス体制整備に関するニーズや課題等
経営陣の積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣へは、月次財務報告時のほか、税務調査時や税制改正時等必要に応じて報告を行っている。</li> <li>● 経営陣は、税に関してキャッシュフローに直接影響するため、その観点で注目している。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
税務ポリシー・戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社内税務規範や税務ガバナンス方針の文書化はできていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● グループポリシーを作ることは必要だと考えており、税務担当課長が策定に向けた検討を行っている。</li> <li>● オーストラリアのPublic CbCR対応も進めており、税に関する開示が行われるため、必要性・ニーズは感じている。</li> </ul>
ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社内ガイドラインはなく、習慣や日々のやり取りで対応している。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模の大きな子会社の場合、海外に出向者を置いているが、小さい会社の場合には、現地担当者が対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務担当者の人員が不足している。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外子会社と意思疎通は取っており、何か事案が発生した場合に、情報連携してもらっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東南アジアの税務調査への対応に苦慮しており、対応が必要であると考えている。</li> </ul>

## 4-2.参考資料：税務ガバナンスに関するヒアリング調査 (企業B：親会社においてポリシー等の策定あり)

- ◆ 経営陣は、税務に関する意識が高く、税務に関する報告も適時になされており、経営陣から社内に対して税に関する啓蒙活動を行っている。
- ◆ 人員不足が課題と考えており、人事異動や退職で、税務に精通した人間を育てにくい環境になっているため、部内での教育に力を入れている。
- ◆ 海外子会社に対して税務管理は一任しているが、親会社として大きな事案については把握し、補足する体制を目指して情報連携してもらっている。

	税務ガバナンス体制の概要	税務ガバナンス体制整備に関するニーズや課題等
経営陣の積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣へは、月次財務報告時のほか、税務調査時や税制改正時等必要な報告を行っている。</li> <li>● 経営陣からは、社内に対して税に関する啓蒙活動を行うなど、経営陣の税に関する関心は高い。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
税務ポリシー・戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務ガバナンス方針の文書化はすでに行っており、公表している。</li> <li>● 社内税務規範を作成しており、従業員に対して税に関心を持ってほしいと考えている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外子会社における管理は現地に任せており、現地の専門家とも連携し、現地で管理する体制になっている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理体制は上記のとおりであるが、人員に関しては他社同様に頭を悩ませているところである。</li> <li>● 社内の人事異動や退職で、税務に精通した人間を育てにくい環境にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務担当者の人員が不足している。</li> <li>● 人材の育成に課題がある。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外子会社と意思疎通は取っており、何か事案が発生した場合に、情報連携してもらっている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)

## 4-3.参考資料：税務ガバナンスに関するヒアリング調査 (企業C：親会社においてポリシー等の策定あり)

- ◆ 公開されている税務ポリシー等は、社内では浸透しきっていないと考えられており、浸透させるための動きを今後検討していくとのことであった。
- ◆ 報告体制については見直しを進めており、税務調査が入ったタイミングや議論になった内容をつど報告することを求め、最終結果の報告もしてもらおう体制に変更を進めている段階とのことであった。
- ◆ 海外子会社に対して現地税務を一任している状況であったが、第2の柱を契機に海外子会社から積極的に情報収集を行うようにしており、当初難色を示されていたものの、現状は情報提供がスムーズになってきている。

	税務ガバナンス体制の概要	税務ガバナンス体制整備に関するニーズや課題等
経営陣の積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣へは、月次財務報告時のほか、税務調査時や税制改正時等必要な報告を行っている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
税務ポリシー・戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務ガバナンス方針の文書化はすでに行っており、公表しているが、社内で浸透している印象は持っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務ガバナンス方針を浸透させるための動きが必要であると考えている。</li> </ul>
ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事後的な報告になっていたため、報告体制については見直しを進めており、本社側からの要望として調査が入ったタイミング、議論になった内容をつど報告、最終結果の報告をしてもらう運用体制にする予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外子会社が論点となった事項の重要性を把握しきれていない可能性があり、課題がある。</li> </ul>
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要な会社には出向者がいるものの、税務に精通しているかは一概には言えないため、主に現地担当者が現地の税務の対応を行っている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2の柱を契機に海外子会社から積極的に情報収集を行うようにしており、当初に比べ、情報提供がスムーズになってきている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)

## 4-4.参考資料：税務ガバナンスに関するヒアリング調査 (企業D：親会社においてポリシー等の策定あり)

- ◆ 公開されている税務ポリシーは、グループ全社にまで浸透しきっていないとこのことであったが、統括会社を通じて浸透している会社もある。
- ◆ 税務部門が内部統制として監査をしていく取組みを始めており、税務管理体制や税務管理規定の順守状況の確認を行っていく予定である。
- ◆ 人材配置が難しく、統括会社以外は経理担当者が税務も兼務しているのが現状であり、税務専門家が配置されていない。進出先国の税制把握等、外部アドバイザーとの連携も含め、税務管理体制の構築を検討している。

	税務ガバナンス体制の概要	税務ガバナンス体制整備に関する ニーズや課題等
経営陣の積極的な関与	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営陣へは、税務調査時や税制改正時等必要な報告を行っている。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
税務ポリシー・戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務ガバナンス方針の公表はすでに行っており、税務管理規定も作成している。</li> <li>● 海外子会社すべてに浸透させることまで行えていないが、欧米の統括会社を通じて、浸透させるための活動を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務ガバナンス方針を浸透させるための動きが必要であると考えている。</li> </ul>
ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税務部門が内部統制として監査をしていく取組みを始めており、税務管理体制や税務管理規定の順守状況の確認を行っていく予定である。</li> </ul>	(ニーズや課題には言及なし)
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材配置が難しい。</li> <li>● 統括会社以外は、経理担当者が税務も兼務しているのが現状であり、税務専門家が配置されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材が不足しているなかで税務管理体制をどのように構築していくか課題であると認識している。</li> <li>● 外部アドバイザーとの連携も必要であると考えている。</li> </ul>
情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外子会社と意思疎通は取っているものの、各国の税制改正について把握しきれていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 進出先国の事細かな税制改正を把握しきれていないため、税務プランニングの観点から優遇税制の適用漏れがないかについて心配している。</li> </ul>

**Thank you**



本テキストを利用する場合には、経済産業省ホームページに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2025年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任および義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.